|  |
| --- |
| 各要件に係る自己チェック表（様式３） |
| ■要件（自動点呼機器） |  |  |
| 【機能等】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 一 | 項目十一に掲げる業務後自動点呼に必要な事項の確認、判断及び記録を実施できる機能を有すること。 | 　 | 　 | 資料番号① |
| 二 | 運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が、運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」）ごとの業務後自動点呼の実施予定及び当該業務後自動点呼に責任を持つ運行管理者の氏名を入力でき、当該業務後自動点呼の実施状況及び実施結果を確認できる機能を有すること。 | 　 | 　 | 資料番号② |
| 三 | 業務後自動点呼を受ける運転者等について、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務後自動点呼を開始する機能を有すること。 |  |  | 資料番号③ |
| 四 | 運転者によるアルコール検知器の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、アルコール検知器が作動する機能を有すること。ただし、前項目の生体認証符号等による識別の直後にアルコール検知器を使用する場合には、本項目の生体認証符号等による識別は、省略することができる。 |  |  | 資料番号④ |
| 五 | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果検知された呼気中のアルコールの有無又はその濃度及びアルコール検知器使用時の静止画又は動画を自動的に記録及び保存する機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑤ |
| 六 | 運転者が行うアルコール検知器による測定の結果、運転者の呼気中にアルコールが検知された場合には、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑥ |
| 七 | 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況及び交替する運転者等に対する通告について、運転者等が口頭で報告した内容を電磁的方法により記録し、運行管理者等が確認できる機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑦ |
| 八 | 運行管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達する機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑧ |
| 九 | 項目十一に掲げる業務後自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされない場合又は故障が生じている場合には、業務後自動点呼を完了することができない機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑨ |
| 十 | 運転者等ごとに業務後自動点呼の実施予定時刻を設定することができ、当該予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対し警報又は通知を発する機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑩ |
| 十一 | 業務後自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。イ　業務後自動点呼に責任を負う運行管理者の氏名ロ　業務後自動点呼を受けた運転者等の氏名ハ　業務後自動点呼を受けた運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は当該事業用自動車を識別できる記号、番号等ニ　業務後自動点呼の実施日時ホ　点呼の方法ヘ　運転者にあっては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器による測定結果及び酒気帯びの有無ト　運転者にあっては、業務後自動点呼を受けた運転者のアルコール検知器の使用に係る生体認証符号等による識別時及びアルコール検知器による測定時の、当該運転者の顔が明瞭に確認できる静止画又は動画チ　運転者等が業務後自動点呼を受けている状況が明瞭に確認できる静止画又は動画リ　運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況ヌ　交替する運転者等に対する通告ル　運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所において業務後自動点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所ヲ　その他必要な事項 |  |  | 資料番号⑪ |
| 十二 | 自動点呼機器が故障した場合、故障発生日時及び故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を一年間保存する機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑫ |
| 十三 | 電磁的方法により記録された項目十一に掲げる事項及び項目十二の記録の修正若しくは消去ができないものであること又は電磁的方法により記録された前項目に掲げる事項及び前項目の記録が修正された場合においては修正前の情報が保存され、かつ、消去できないものであること。 |  |  | 資料番号⑬ |
| 十四 | 電磁的方法により記録された項目十一に掲げる事項及び項目十二の記録について、自動点呼機器に保存された情報をＣＳＶ形式で、電磁的記録として出力する機能を有すること。 |  |  | 資料番号⑭ |
|  |  | （日本産業規格Ａ列４番） |
| 【体制等】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| （ア）事業者用の自動点呼機器取扱説明書等 | 当該自動点呼機器を正しく使用するために必要な、機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。 | 　 |  | 資料番号⑯※取扱説明書を添付すること※事業者への説明内容・方法が分かる資料を添付すること |
| （イ）修理体制 | 自動点呼機器の不具合等に対する修理体制を整えていること。 | 　 | 　 | 資料番号⑰ |
| （ウ）不具合情報等の収集 | 自動点呼機器の不具合に関する情報を事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。 |  |  | 資料番号⑱ |
| （エ）品質管理体制 | 自動点呼機器（提供されるソフトウェアを含む）が均一性を有して製作されるよう適切な品質管理が行われていること。 | 　 | 　 | 資料番号⑲ |
|  |  |  |  |  |

（日本産業規格Ａ列４番）

（様式４-１）

（様式４-２）

（様式４-３）